

令和8年1月1日以降着工の工事から

一部の工作物の石綿事前調査者には資格取得が必要になります

当センターでは、講習修了者による調査の実施に係る法施行に向けて当該講習を行っているところです。施行までには十分な期間があり、今後も東部地区、中部地区でほぼ毎月開催を予定していますので、開催情報をご確認の上、お申込みください。



●山口県内には、全国有数のコンビナート企業群が控えており、その製造プロセスにおいて随所に工作物に該当する設備で構成されています。また各地に存在する焼却設備、発電設備などインフラ設備も工作物に該当します。

●工作物の範囲：建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする物

○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）

○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）

○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高压配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く

○トンネルの天井板、駅ホーム屋根等



（注）・建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部に相当します [厚労省リーフレットより]



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

●現在県内唯一の当該講習実施機関として、以下のとおり開催します。ご要望により出張臨時開催も行います。

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
3	4月22日(水)、23日(木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名 申込受付中	受講料 35,200円 科目免除者 33,000円 テキスト代 4,400円
4	5月29日(木)、30日(金) 1日目 9:10~16:40 2日目 9:00~16:50	下松市勤労者総合福祉センター	定員40名	
5	6月11日(水)、12日(木)	山口県セミナーパーク	定員60名	
6	7月29日(火)、30日(水)	下松市勤労者総合福祉センター	定員40名	
7	8月25日(月)、26日(火)	山口県セミナーパーク	定員60名	
8	9月24日(火)、25日(水)	下松市勤労者総合福祉センター	定員40名	
9	10月22日(水)、23日(木)	山口県セミナーパーク	定員60名	
10	11月17日(水)、18日(木)	下松市勤労者総合福祉センター	定員40名	

● 当センターで行う石綿関係講習の種別及び受講資格等

講習名称	取得を必要とする業務	受 講 資 格	参考事項
工作物石綿事前調査者講習	工作物の石綿含有に係る調査	・工学課程履修後一定の経験年数 ・石綿作業主任者技能講習 他 (詳しくはHPで確認願います)	・令和8年1月からは工作物石綿事前調査者による調査が義務化されます
一般建築物石綿含有建材調査者	建築物の石綿含有に係る調査	・建築課程履修後一定の経験年数 ・石綿作業主任者技能講習 他 (詳しくはHPで確認願います)	・建築物に付帯する工作物(煙突、給排水設備等)の調査を行うことができます
石綿作業主任者技能講習	石綿作業の現場での指揮・監督	・受講資格要件はありません	・現場ごとに選任し、常駐することが必要となります ・石綿作業特別教育は不要
石綿作業特別教育	石綿作業従事者	・受講資格要件無し	・石綿作業に従事者全員に必要

●工作物石綿事前調査者講習については、ほぼ月1回開催し、建築物石綿含有建材調査者及び石綿作業主任者技能講習については概ね3箇月に1回程度の開催頻度となります。特に石綿作業主任者技能講習は石綿事前調査者講習の受講を希望される方で、履修学科や経験年数により受講資格に至らない方については、受講資格を得る近道でもあり、計画的に受講されますようご案内します。

●石綿作業主任者技能講習修了された方が、続けて 建築物・工作物 石綿事前調査者講習を受講できるように、二つの講習を同時に申し込むこともでき、修了試験において一部科目免除とともに、受講料が減額されます。

●石綿作業特別教育は、石綿含有建材を取扱う作業に従事する作業員全員に対し事業主は当該教育を行う必要があります。石綿作業特別教育は石綿事前調査者講習の受講資格にはなりません。また、作業主任者技能講習を修了された方は、特別教育を受講する必要はありません。

2025年 山口建設安全教育センター 年間講習計画 (2025.3.10)

講習名称	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
石綿含有建材調査者講習 (山口労働局登録第2号)		25,26 下松			13,14 山口			5, 6 下松			5, 6 山口	
工作物石綿事前調査者講習 (山口労働局長登録第1号)	21,22 山口		4,5 下松	22, 23 山口	29,30 下松	11, 12 山口	29, 30 下松	25, 26 山口	24, 25 下松	22, 23 山口	17, 18 下松	
石綿作業主任者技能講習 (山口労働局長登録第171号)	27,28 下松			10, 11 山口			7, 8 下松			2, 3 山口		
石綿含有建材調査者のための実地研修 (法定講習ではありません)	依頼に応じての随時開催											
石綿作業特別教育				18 下松								
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育					20 下松							
足場組立等作業特別教育						17 下松						

§ § § 特別教育開催のご案内 § § §

●労働安全衛生法第59条第3項に基づき、安全衛生規則第36条に掲げる42の業務について労働者を従事させる際は、事業者は事前に安全又は衛生に関する事項についての特別教育を行うことが義務付けられています。

日	講習名	会 場	定員	受講料・(テキスト代)
4/18(金)	石綿作業特別教育	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40名	受講料 7150 円 テキスト代 979 円
5/20(火)	フルハーネス型安全帯特別教育	下松市勤労者総合福祉センター	40名	受講料 9130 円 テキスト代 946 円
6/17(火)	足場組立作業特別教育	下松市勤労者総合福祉センター	40名	受講料 7150 円 テキスト代 946 円